

第2回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	1	3	9	18

(2) 議案の名称

<決算認定>

認定第 1 号	令和6年度尼崎市歳入歳出決算について	… 5
認定第 2 号	令和6年度尼崎市水道事業会計決算について	… 7
認定第 3 号	令和6年度尼崎市工業用水道事業会計決算について	… 7
認定第 4 号	令和6年度尼崎市下水道事業会計決算について	… 7
認定第 5 号	令和6年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について	… 7

<予算>

議案第72号	令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）	… 9
--------	-----------------------	-----

<条例>

議案第73号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	… 13
議案第74号	尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	… 21
議案第75号	尼崎市子どもサポート基金条例について	… 23

<その他>

議案第76号	令和6年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 25
議案第77号	令和6年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 27
議案第78号	令和6年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 29

議案第 79 号	令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分 利益剰余金の処分について	… 31
議案第 80 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債 務履行請求事件）	… 33
議案第 81 号	市道路線の認定について	… 35
議案第 82 号	物件の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）	… 37
議案第 83 号	物件の買入れについて（高規格救急自動車）	… 39
議案第 84 号	物件の買入れについて（救助工作車）	… 41

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	4 件	295,095 円
------	-----	-----------

その他の事故	6 件	2,730,422 円
--------	-----	-------------

・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	2 件
----	-----

(2) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

(3) 外郭団体の経営状況

(4) 令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

第2回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和7年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第 1 号	所 管	財政課	
件 名	令和 6 年度尼崎市歳入歳出決算について					
内 容						
概要			(単位：千円)			
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一 般 会 計	240, 079, 769	236, 639, 777	3, 439, 992	631, 000	2, 808, 992	
特 別 会 計	104, 335, 589	103, 348, 580	987, 009		987, 009	
国民健康保険事業費	45, 308, 097	45, 245, 680	62, 417		62, 417	
地方卸売市場事業費	424, 534	297, 037	127, 497		127, 497	
育英事業費	20, 014	20, 014	-		-	
公共用地先行取得事業費	1, 211	1, 211	-		-	
公害病認定患者救済事業費	17, 932	17, 823	109		109	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	36, 849	21, 621	15, 228		15, 228	
介護保険事業費	50, 627, 153	50, 028, 331	598, 822		598, 822	
後期高齢者医療事業費	7, 899, 799	7, 716, 863	182, 936		182, 936	
合 計	344, 415, 358	339, 988, 357	4, 427, 001	631, 000	3, 796, 001	

<令和7年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第2～5号	所 管	経営部 財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件 名	令和6年度尼崎市水道事業会計決算について 令和6年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和6年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和6年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分			水 道 事 業	工 業 用 業 水 道 事 業	下 水 道 事 業	モーターボート 競 走 事 業
収 益 的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収 益	8,830,612	1,601,209	12,696,971	74,188,116
		費 用	8,058,723	1,407,457	11,854,981	69,943,518
		差引 ①	771,889	193,752	841,990	4,244,598
	特 別 損 益	利 益	81,944	203,600	7,442	-
		損 失	3,685	-	3,368	-
		差引 ②	78,259	203,600	4,074	-
	純利益 ①+②		850,148	397,352	846,064	4,244,598
資 本 的 収 支	収 入	773,168	138,520	3,455,586	10,484	
	支 出	3,695,233	500,953	7,287,826	2,970,643	
	差 引 ③	△ 2,922,065	△ 362,433	△ 3,832,240	△ 2,960,159	
補 て ん 財 源 ④		2,580,394	753,157	4,730,412	2,657,809	
資 金 収 支	年 間 ③+④		△341,671	390,724	898,172	△302,350
	累 計		8,032,983	8,691,921	19,246,976	10,805,771

<令和7年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 7 2 号	所 管	各事業所管課																												
件 名	令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）																																
内 容																																	
1 補正予算の内容 総合文化センターにおいて耐震改修及び老朽化に伴う設備更新等を行うほか、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入を公共施設整備保全基金へ積み立てることなどに伴い、補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。																																	
2 補正予算の規模 (単位：千円) <table><tr><td>現在予算額</td><td>補正予算額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>243,360,954</td><td>5,029,912</td><td>248,390,866</td></tr></table>						現在予算額	補正予算額	補正後予算額	243,360,954	5,029,912	248,390,866																						
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																															
243,360,954	5,029,912	248,390,866																															
3 歳入歳出補正予算額 (単位：千円) <table><tr><td colspan="2">歳 入</td><td colspan="2">歳 出</td></tr><tr><td>款</td><td>補正予算額</td><td>款</td><td>補正予算額</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>9,835</td><td>総務費</td><td>4,994,586</td></tr><tr><td>寄付金</td><td>10,000</td><td>民生費</td><td>16,270</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>1,465,478</td><td>土木費</td><td>15,500</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>3,544,599</td><td>教育費</td><td>3,556</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5,029,912</td><td>合 計</td><td>5,029,912</td></tr></table>						歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	9,835	総務費	4,994,586	寄付金	10,000	民生費	16,270	繰越金	1,465,478	土木費	15,500	諸収入	3,544,599	教育費	3,556	合 計	5,029,912	合 計	5,029,912
歳 入		歳 出																															
款	補正予算額	款	補正予算額																														
国庫支出金	9,835	総務費	4,994,586																														
寄付金	10,000	民生費	16,270																														
繰越金	1,465,478	土木費	15,500																														
諸収入	3,544,599	教育費	3,556																														
合 計	5,029,912	合 計	5,029,912																														
4 債務負担行為 追 加 (単位：千円) <table><tr><td>事 項</td><td>期 間</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>総合文化センター耐震化事業</td><td>令和 12 年度</td><td>11,260,000</td></tr></table>						事 項	期 間	限 度 額	総合文化センター耐震化事業	令和 12 年度	11,260,000																						
事 項	期 間	限 度 額																															
総合文化センター耐震化事業	令和 12 年度	11,260,000																															

補正予算の内容

(1) 総合文化センター耐震化事業費	債務負担行為 11,260,000 千円
総合文化センターの耐震改修及び老朽化に伴う設備更新等を行う。 期間 令和 12 年度まで	
(2) 各種基金積立金	5,008,142 千円
・ 公共施設整備保全基金積立金	3,544,599 千円
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。	
・ 財政調整基金積立金	1,405,000 千円
令和 6 年度決算剰余金の 2 分の 1 以上の額の積立を行う。	
・ 減債基金積立金	44,987 千円
令和 6 年度に積立ができなかった不動産売払収入の積立を行う。	
・ 子どもサポート基金積立金	10,000 千円
新たに設置する子どもサポート基金への寄付金の積立を行う。	
・ 文化財保存活用基金積立金	3,556 千円
令和 6 年度に積立ができなかった寄付金の積立を行う。	
(3) 子どもの育ち支援センター運営事業費	6,270 千円
「自治体情報システムの標準化・共通化」に関連する「子どもの育ち支援システム」の改修を行う。	
(4) 空家対策推進事業費	15,500 千円
不良木造賃貸住宅の除却に係る補助金の申請件数の増が見込まれるため予算を増額する。	

費目別事業概要

総務費 4,994,586 千円

財政調整基金積立金 1,405,000 千円
令和 6 年度決算剰余金の 2 分の 1 以上の額の積立を行う。

減債基金積立金 44,987 千円
令和 6 年度に積立ができなかった不動産売払収入の積立を行う。

公共施設整備保全基金積立金 3,544,599 千円
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。

民生費 **16,270 千円****子どもサポート基金積立金** 10,000 千円

新たに設置する子どもサポート基金への寄付金の積立を行う。

子どもの育ち支援センター運営事業費 6,270 千円

「自治体情報システムの標準化・共通化」に関連する「子どもの育ち支援システム」の改修を行う。

土木費 **15,500 千円****空家対策推進事業費** 15,500 千円

不良木造賃貸住宅の除却に係る補助金の申請件数の増が見込まれるため予算を増額する。

教育費 **3,556 千円****文化財保存活用基金積立金** 3,556 千円

令和6年度に積立ができなかった寄付金の積立を行う。

<令和7年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 3 号	所 管	給与課 公営企業局 企画管理課
件 名	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
1 改正理由 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 7 9 号)の制定により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児時間制度(本市における部分休業制度)が拡充された。 地方公務員においても同様の措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 5 号)が制定されたことから、本市における部分休業制度を拡充するほか、所要の整備を行うもの。					
2 改正の対象となる条例 (1) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (2) 尼崎市職員の育児休業等に関する条例 (3) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例 (4) 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例					
3 改正内容 (1) 部分休業制度の拡充 ア 1 日につき 2 時間(修学部分休業等を取得している場合はその取得時間を 2 時間から減じた時間)を超えない範囲内で取得できる形態に加えて、1 年につき 1 0 日相当を超えない範囲内で、1 日当たりの上限時間なく取得できる形態を新たに設ける。 イ 正規の勤務時間の始め又は終わりに限り取得できる取扱いから、これ以外の勤務時間帯でも取得できる取扱いへと改める。 (2) 部分休業制度の拡充に伴う規定整備 ア 公営企業に勤務する企業職員が部分休業を取得する際の給与の減額の規定を整備する。 イ 修学部分休業及び高齢者部分休業の承認にあたり、取得可能時間(1 日を通じて 2 時間)から別に取得している部分休業等の時間を減じる規定を整備する。					
4 施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日					

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第１条関係）

改正後	現 行
（給与の減額） 第１３条 略 （６） 部分休業（職員がその子（管理者が別に定めるものに限る。）を養育する<u>ため管理者が別に定める１年の期間ごとに管理者が別に定める範囲内において１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。</u>）の承認	（給与の減額） 第１３条 略 （６） 部分休業（職員がその子（管理者が別に定めるものに限る。）を養育する<u>ため１日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）につ</u>いて勤務しないことをいう。）の承認

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
（この条例の趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項（第2号を除く。）、第3条第2項、第5条第2項（第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第10条第1項（第1号から第4号までを除く。）及び第2項（第11条第2項において第10条第2項を準用する場合を含む。）並びに第19条第1項、<u>第2項（第1号を除く。）、第3項及び第5項の規定</u>に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第15条 略 （2）勤務日の日数を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員（以下「<u>特定非常勤職員</u>」という。） <u>（第1号部分休業の承認）</u> 第16条 第1号部分休業（法第19条第1項の規定により同条第2項第1号に掲げる範囲内でその承認を請求する部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の承認は、次に掲げる職員の区分に応じ当該号に定める時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 （1）<u>特定非常勤職員以外の職員</u> 1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられる場合、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは同	（この条例の趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項（第2号を除く。）、第3条第2項、第5条第2項（第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第10条第1項（第1号から第4号までを除く。）及び第2項（第11条第2項において第10条第2項を準用する場合を含む。）並びに第19条第1項<u>及び第2項の規定に基づき</u>、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第15条 略 （2）<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員（以下「<u>特定非常勤職員</u>」という。） <u>（部分休業の承認等）</u> 第16条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、特定非常勤職員以外の職員にあつては1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられる場合、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる育児時間若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該高齢者部分休業の時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超える</u>

<u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる育児時間若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該高齢者部分休業の時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）</u> <u>(2) 特定非常勤職員 1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間</u> <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第17条 第2号部分休業（法第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内でその承認を請求する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該号に定める時間について行うことができる。</u> <u>(1) その割り振られた1日の勤務時間に分を単位とした時間がある場合において、その分を単位とした時間がある当該勤務時間の全ての時間について当該承認の請求があったとき 当該時間</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間（第19条各号に掲げる職員の区分に応じ当該号に定める時間から現に第2号部分休業が承認されて</u>	<u>ときは、2時間）を減じて得た時間）を超えない範囲内で、特定非常勤職員にあっては1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u> <u>2 職員（特定非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</u> <u>3 特定非常勤職員が部分休業を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。</u> <u>4 第12条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	--

いる時間を減じて得た時間をいう。以下同じ。)に1時間未満の端数がある場合において、その1時間未満の端数がある当該残時間の全ての時間について当該承認の請求があったとき 当該時間 (第1号部分休業又は第2号部分休業の選択に係る1年の期間) 第18条 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。 (第2号部分休業の上限時間) 第19条 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該号に定める時間とする。 (1) 特定非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 特定非常勤職員 その職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間 (第2項申出等の内容を変更することができる特別の事情) 第20条 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)(同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。))があったときは、直近の第3項変更の際に予測することができなかった事実が生じたことにより部分休業の種別(第1号部分休業又は第2号部分休業の別をいう。)の変更をしなければその事実が生じた職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 特定非常勤職員以外の職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与	
--	--

<u>条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</u> <u>2 特定非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第22条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> <u>(育児休業の承認等の請求手続)</u> <u>第23条</u> <u>3 部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更は、任命権者が別に定めるところにより行うものとする。</u> <u>第24条 略</u>	<u>(育児休業の承認等の請求手続)</u> <u>第17条</u> <u>3 部分休業の承認の請求は、任命権者が別に定めるところにより、部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに部分休業をしようとする日及び時間帯を明らかにして行うものとする。</u> <u>第18条 略</u>
---	--

尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
（修学部分休業の承認） 第2条 2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第20条の規定により介護時間と与えられる場合又は法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業<u>（同条第2項第1号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。）</u>）をする場合は、2時間から、その与えられる介護時間の時間又は当該高齢者部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	（修学部分休業の承認） 第2条 2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第20条の規定により介護時間と与えられる場合又は法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業<u>を</u>する場合は、2時間から、その与えられる介護時間の時間又は当該高齢者部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
（高齢者部分休業の承認） 第2条 2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第20条の規定により介護時間と与えられる場合又は法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業（<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。</u>））をする場合は、2時間から、その与えられる介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	（高齢者部分休業の承認） 第2条 2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第20条の規定により介護時間と与えられる場合又は法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業を<u>する場合は、2時間から、その与えられる介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u>

<令和7年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 4 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 国会議員の選挙等の執行経費に係る総務省の超過勤務手当費の積算単価が改定されたことから、当該単価に合わせて規定している本市の選挙業務に係る基本手当額の単価について改定するもの。 2 改正内容 選挙業務に従事した職員に支給する手当の算定基礎となる基本手当額について、その勤務1時間当たりの単価を「1, 7 4 2 円 6 2 銭」から「1, 7 4 4 円 9 5 銭」に改める。 3 施行期日 公布の日 なお、令和 7 年 6 月 8 日から適用する。					

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例

改正後	現 行
(定義) 第2条 略 (2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,744円95銭</u>」に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成19年政令第122号）に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。	(定義) 第2条 略 (2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,742円62銭</u>」に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成19年政令第122号）に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。

<令和7年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 7 5 号	所 管	児童相談所設置準備担当
件 名	尼崎市子どもサポート基金条例について				
内 容					
1 制定理由 令和 8 年 4 月に予定されている児童相談所及び一時保護所の開設にあたり、要支援の状態にある子どもやその他の困難な問題を抱える子どもに対する支援及びその支援を円滑に実施するための環境の整備（以下「支援等」という。）に要する経費の財源を広く寄付を募り確保することを目的に、尼崎市子どもサポート基金を設置するため、地方自治法第 2 4 1 条の規定に基づく条例を制定するもの。					
2 主な制定内容 (1) 積立額（第 2 条） 基金として積み立てる額について、支援等に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (2) 管理（第 3 条） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。 (3) 処分（第 5 条） 基金は、設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。					
3 施行期日 公布の日					

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 7 6 号	所 管	経営部 財務課
件 名	令和 6 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 1, 150, 148, 114 円のうち、当年度純利益 850, 148, 114 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 300, 000, 000 円は資本金へ組み入れる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			1, 150, 148, 114		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△1, 150, 148, 114		
建設改良積立金の積立て			△850, 148, 114		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△300, 000, 000		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 7 7 号	所 管	経営部 財務課
件 名	令和 6 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 723, 901, 249 円のうち、当年度純利益 397, 352, 015 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 326, 549, 234 円は資本金へ組み入れる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			723, 901, 249		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△723, 901, 249		
建設改良積立金の積立て			△397, 352, 015		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△326, 549, 234		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 7 8 号	所 管	経営部 財務課
件 名	令和 6 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 1, 846, 064, 174 円のうち、当年度純利益 846, 064, 174 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 1, 000, 000, 000 円は資本金へ組み入れる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			1, 846, 064, 174		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△1, 846, 064, 174		
建設改良積立金の積立て			△846, 064, 174		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△1, 000, 000, 000		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 7 9 号	所 管	経営部 財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 12,038,439,796 円のうち、700,000,000 円は建設改良積立金に積み立て、3,544,598,473 円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額 2,427,554,669 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。					
(単位：円)					
				未 処 分 利 益 剰 余 金	
当 年 度 末 残 高				12,038,439,796	
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額				△6,672,153,142	
建設改良積立金の積み立て				△700,000,000	
一 般 会 計 繰 出 金				△3,544,598,473	
資 本 金 へ の 組 入 れ				△2,427,554,669	
処 分 後 残 高				(繰越利益剰余金) 5,366,286,654	

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 0 号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）				
内 容					
1 提起理由					
(1) 市営住宅等における家賃等の長期滞納により賃貸借契約を解除した者及び他の入居者への迷惑行為を行い契約解除となった者に対して、滞納家賃等の支払及び入居する市営住宅等の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。					
(2) 市営住宅等の賃貸借契約を解除した者の連帯保証人に対して、滞納家賃等及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。					
2 被告等					
(1) 住宅家賃滞納者等 ※滞納金額等は令和 7 年 6 月 13 日時点の数値					
No.	名義人	滞納金額等	状況		
1	個人 A	643, 483 円 (19 月)	住宅の賃貸借契約解除済み。		
2	個人 B	148, 155 円 (14 月)	住宅の賃貸借契約解除済み。		
3	個人 C	352, 574 円 (14 月)	店舗の賃貸借契約解除済み。		
4	個人 D	12, 060 円 (2 月)	住戸内にゴミを溜め込み階下へ汚水を漏水させるなど、周辺の衛生環境悪化を及ぼしているため指導を行うも、改善が見られないため、住宅の賃貸借契約解除済み。		
(2) 連帯保証人					
No.	連帯保証人	名義人	状況		
5	個人 E	個人 A	連帯保証債務履行通告書送達。		
6	個人 F	個人 C	連帯保証債務履行通告書送達。		

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 1 号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定について				
内 容					
1 理由 道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。					
2 対象路線 認定しようとする路線					
路 線 名			起 点 ～ 終 点		
藻川自転車歩行者専用道第 5 号線			東園田町 8 丁目 2 4 番 1 ～同 7 8 番 1		

別図



<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 2 号	所 管	消防局 企画管理課
件 名	物件の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）				
内 容					
1 買入れの目的 地域防災力の中核である消防団に配備されている車両が経年劣化していることから、消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。					
2 買入れ物件の内容 小型動力ポンプ積載車 3 台					
3 買入れの方法 指名競争入札					
4 買入れの金額 6 3, 5 2 5, 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）					
5 買入れの相手方 鳥取市古海 3 5 6 番地 1 株式会社吉谷機械製作所 取締役社長 吉谷 勇一郎					
6 納期 令和 9 年 3 月 5 日					

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和 7 年 6 月 2 5 日
件 名	小型動力ポンプ積載車		
落 札 者 名	(株)吉谷機械製作所	落 札 金 額	57,750,000円
予 定 価 格	59,640,000円	最 低 制 限 価 格	—
入 札 者 名		第1回入札金額(円)	
(株)吉谷機械製作所		57,750,000	決定
小川ポンプ工業(株)		58,350,000	
(株)藤井ポンプ製作所		59,100,000	
平和機械(株)		59,820,000	※予定価格超過
(株)スナミ		60,900,000	※予定価格超過
大槻ポンプ工業(株)		61,650,000	※予定価格超過
日本ドライケミカル(株)大阪支店		64,860,000	※予定価格超過
長野ポンプ(株)大阪営業所		65,850,000	※予定価格超過
(株)ゼネラル商会		66,900,000	※予定価格超過
神戸日野自動車(株)		辞退	
キンパイ商事(株)		辞退	
(株)ナカムラ消防化学大阪営業所		辞退	
日本機械工業(株)大阪営業所		辞退	
(株)モリタ関西支店		辞退	
(株)阪和総合防災南大阪支店		未入札	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 3 号	所 管	消防局 財務課
件 名	物件の買入れについて（高規格救急自動車）				
内 容					
1 買入れの目的 高規格救急自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、救急事案に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。					
2 買入れ物件の内容 高規格救急自動車 2 台					
3 買入れの方法 指名競争入札					
4 買入れの金額 6 9 , 0 8 0 , 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）					
5 買入れの相手方 神戸市須磨区大池町 3 丁目 1 番 1 号 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 所長 白根 浩司					
6 納期 令和 8 年 3 月 1 6 日					

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和 7 年 6 月 2 5 日
件 名	高規格救急自動車		
落 札 者 名	兵庫トヨタ自動車 (株)特販営業所	落 札 金 額	62,800,000円
予 定 価 格	70,970,220円	最 低 制 限 価 格	—
入 札 者 名		第1回入札金額(円)	
兵庫トヨタ自動車 (株) 特販営業所		62,800,000	決定
日本船舶薬品 (株) 神戸支店		64,000,000	
(株) 赤尾大阪営業部		68,800,000	
石黒メディカルシステム(株)大阪支店		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和7年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 4 号	所 管	消防局 財務課
件 名	物件の買入れについて（救助工作車）				
内 容					
1 買入れの目的 尼崎市消防署等配置計画に基づき、部隊（車両）の再編・配置換えによる消防力の強化を図り、大規模災害や年々増加している室内閉じ込め救助事案等に迅速かつ的確に対応するため新規購入するもの。					
2 買入れ物件の内容 救助工作車 1 台					
3 買入れの方法 指名競争入札					
4 買入れの金額 2 3 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）					
5 買入れの相手方 大阪市淀川区西宮原 2 丁目 1 番 3 号 S O R A新大阪 2 1 ・ 1 4 0 1 室 キンパイ商事株式会社 代表取締役 山本 日出男					
6 納期 令和 9 年 2 月 1 5 日					

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和 7 年 6 月 2 5 日
件 名	救助工作車		
落 札 者 名	キンパイ商事(株)	落 札 金 額	218,000,000円
予 定 価 格	219,474,700円	最 低 制 限 価 格	—
入 札 者 名		第1回入札金額(円)	
キンパイ商事(株)		218,000,000	決定
(株)モリタ関西支店		222,800,000	※予定価格超過
(株)スナミ		230,000,000	※予定価格超過
日本機械工業(株)大阪営業所		231,000,000	※予定価格超過
(株)吉谷機械製作所		236,000,000	※予定価格超過
平和機械(株)		240,000,000	※予定価格超過

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)